

平成29年11月（第13回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成29年11月21日（火）17:00～19:15

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

三原 節子 委員

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

3. その他議場に参加した者

大下教育部長、佐貫理事、唐沢教育次長、松田教育次長、床本総務課長、網本学校教育課長、森田学校教育課長同格、藤井学校教育課長補佐、小林総務課長補佐、山田指導係長

4. 傍聴者 あり

5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成29年11月21日の第13回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、4人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

教 育 長： 続いて、10月17日の第11回の議事録の報告についてですが、前回の会議でお配りしていますが、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第11回の議事録については承認とさせていただきます。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は川崎委員をお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第39号 教育委員会の事務の点検及び評価について」、「議案第40号 見初小学校・神原小学校統合準備協議会について」の2件となっております。また、本日は傍聴者があります。教育委員会会議は、公開を原則としていますので、本日の議題について全て公開としてよろしいですか。

（全委員異議なし）

教 育 長： 異議が無いようですので、本日の会議は、全て公開とさせていただきます。

教 育 長： では、次第に沿って始めに、「議案第39号 教育委員会の事務の点検及び評価について」、事務局からの説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第39号教育委員会の事務の点検及び評価について」、説明します。

平成28年度に実施した、「教育振興基本計画」に沿った59事業について、事務の点検及び評価を11月7日と10日に計2回行いました。4人の委員から、事業全般に対する御意見、個別の事業に関する御意見をいただき、それに基づいて「教育委員会の事務の点検及び評価（平成28年度事業）」として整理しました。

今後の予定としましては、教育委員会会議で承認をいただきましたら、市議会に報告を行い、宇部市ホームページで公開することとしています。

教 育 長： 御意見、御質問はありませんか。

委 員 員： 「学びの創造推進事業」について、「研修を実施した結果、どのように反映されたかが示されていない」という意見がありますが、これについて、どのように対応されるのですか。

事 務 局： 研修を実施した結果に関する御意見ですが、公開授業等を行い、他の学校からも教員が参観に来ることにより、「学び合いのある授業」の理解が進んでいるといった点で効果が出ていますので、記載方法について、今後検討します。

委 員 員： 「小中一貫教育の推進」について、「私学に進学を希望する家庭もあると思うので、多様な選択肢を残して欲しい」とありますが、多様な選択肢とはどのような意味でしょうか。

事 務 局： 小中一貫ということで、接続する中学校への進学が強制されることのないよう、私立中学への進学も選択肢として残して欲しいという意見であると理解しています。

委 員 員： 小中一貫教育の実施にむけ、カリキュラムの変更を検討されていると思いますが、そのことによる私学進学への影響についての意見ではないということですか。

事 務 局： そのような趣旨の御意見ではなかったと思います。

委 員 員： 「就学援助事業」に関して、「所得だけでは計れない経済的な困難」とは、どのように捉えればよいのでしょうか。

事 務 局： これは、例えば、家族に入院中の方がいらっしゃるって、治療費の負担が大きいといったことなど、様々な事情が考えられます。

委 員 員： 学識経験者は4名ということで、少ないようにも思いますが、これは、大学関係者、P T A関係者、生涯学習関係者、社会教育関係者がそれぞれ1名ずつということですか。

事 務 局： 点検評価を開始した平成20年度から、この枠組みとしています。

委 員 員： 学識経験者の任期は何年でしょうか。

事 務 局： 任期は2年としており、再任も可能です。

委 員 員： 学識経験者が4人というのは、少ないように感じています。

事 務 局： 教育に関する十分な知見を有する4人であり、事務局としては、現行の体制で継続したいと考えています。

教 育 長： これは、要綱に定めがあるのですか。

事 務 局： 要綱で4名と定めております。

教 育 長： 今後、事務局としては、検討することも必要ではないかと思えます。

委 員 員： 教育振興基本計画の基本目標「「学び合い」を通して生きる力を育みます」の中に、「子どもたちの確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成します」とありますが、この内容として、体力向上や食育はあっても、健康教育に合致する内容のものが見受けられませんので、健康教育的な事業を取り入れたら良いと思えます。例えば、歯科医師会と協働して、フッ化物洗口の導入に取り組ん

でいるところですが、ただフッ化物洗口を実施するだけではなく、なぜフッ化物洗口を行うのか、その意味を教えることが大切です。フッ化物洗口を行うことにより口腔の健康を保持し、健康長寿につながるというところまで、児童生徒に理解させて欲しいと思います。また、このような健康教育に関する事業を点検・評価に加える事を検討して欲しいと思います。

事務局： 今回の点検評価で言えば、「No.1 1 体力向上に向けての取組及び健康教育の推進」に該当すると思いますので、この中に健康教育に関することを取り込んでいきたいと考えています。

委員： 宇部市では、健康づくり推進条例を定めており、県でも健康についての条例もありますので、健康教育を重視していることを明確にするためにも、体力向上とは別に1事業を計上して欲しいと思います。

事務局： 次回作成時に検討します。

委員： 「事業整理の視点から、文科省等の要請に基づく事業と、宇部市において従来から取り組んでいる事業の区別が明示されていると良い。」とありますが、この意見についてどのように対応されるのですか。

事務局： 現状では、明確に分類できるものではないと思いますが、次回整理時において、区分が可能であるか検討したいと考えています。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第39号 教育委員会の事務の点検及び評価について」、原案のとおり承認します。

次に、「議案第40号 見初小学校・神原小学校統合準備協議会について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 最初に、見初小学校・神原小学校統合準備協議会の存廃についてですが、まず、これまでの経緯について簡単に御説明します。平成24年10月から見初・神原校区の新しい学校づくり準備委員会がスタートし、その会議で、神原中学校の敷地を活用した、施設一体型小中連携校を追認し、新たな組織で統合の協議について進めていくということが決定されました。この結論を受け、平成26年11月に見初小学校・神原小学校統合準備協議会が発足し、協議を続けてきました。しかし、第8回の協議会で見初小学校の地域関係者から通学路の安全性等を理由に反対の意見が出され、神原小学校の地域関係者も見初校区の方が反対するなら統合はできないとの意見表明をされました。そこで、事務局としては、統合準備協議会を継続することが困難と考えており、本会の解散を提案するものです。その理由としては、「本来、神原中学校の敷地の活用を前提にしている協議会であること」、「現状では、神原中学校の敷地の活用に関し、見初校区、神原中学校保護者の理解が得がたいこと」、「現時点でこれ以上協議する具体的な内容がないこと」、「神原中学校の敷地の活用を改めて協議するには、画期的な通学路安全対策などを提示し、見初校区住民の理解を得ることが必要となるが、相当の期間を要することが予想されること」、「相当の期間経過後、協議会再開の際には、委員の大幅な異動となり、これまでの論点と大幅に変わるなど混乱が予想されること」などがあります。よろしく御審議をお願いします。

教育長： 御意見、御質問はありませんか。

委員： 第8回の協議会の資料を読んで、状況は理解しましたが、神原中学校の敷地で統合ができないという方向になったことは、大変残念に思います。しかしながら、安全対策を実現するには非常に時間がかかると思いますので、協議会の解散も止むを得ないと思います。

委員： 第8回協議会の資料を読んでみて、また、参加した人の話を聞くと、声の大きい人の意見が通っているように思いました。見初校区内で意見集約ができているのか少し疑問があります。地域の方が主に取組みされており、PTAの方も出席されていると思いますが、もっと大勢の保護者や、これから小学校に上がる保護者の意見も、その場で反映できるような形があればよかったのではないかと感じています。PTAの代表の方が、意見を出しにくい状況があったかもしれません。これから小学校に通うことになる子どもの保護者には、義務教育学校になるのなら、通学の安全は自ら確保するという方もおられるかもしれませんし、議論も違う方向になったかもしれません。

教育長： 見初校区の協議の状況を、事務局が把握していることについて、説明してください。

事務局： 「見初地域づくり協議会」は、校区のコミュニティ等と一緒に発足した組織で、30人程度の委員がおり、その中には、見初小学校や神原中学校のPTAの代表もいらっしゃいます。今回、統合問題を協議するにあたり、見初校区関係者は、全体会議や理事会を頻繁に行い、慎重に細かくプロセスを踏んで、10月の理事会において意見を決定されています。意見に関して全員一致というわけではありませんが、賛成多数で決定したとの事で、見初校区の意見として、地域の多くの方が同意されていると思われます。

委員： 今現在、小学生でない子どもの保護者は、PTAではないですが、そのあたりの意見は反映されていますか。

事務局： 「見初地域づくり協議会」に子どもの育成に関する部会があり、そこでは若い保護者も入って協議されています。

委員： 中学生の保護者では、変化を嫌う保護者もいるかと思えます。

委員： 全世帯での検討は、どのようにされたのですか。

事務局： 2回ほど全体集会を行って、意見を取り入れています。このとき、託児所を設置するなどして、小さい子どもがいる家庭も出席しやすいよう配慮されており、若い方の意見を取り入れたいという思いをもって運営されています。

教育長： 今回の見初校区の意見については、校区の総意ではないかと思えます。

委員： 以前、統合準備協議会の委員名簿を見たときに、若い方がいないように思いましたので、その点が気になっていましたが、今話を聞いて安心しました。

事務局： 統合準備協議会を設置するときに、未就学児の保護者を入れようと、見初地域にある保育園や幼稚園をあたりましたが、そこに通われている子どもの家庭は見初校区に住んでいない方も多く、代表を出すことは無理だと言われました。そのような経緯もあって、未就学児の代表の委員を選任することはできませんでした。

委員： 中学生の保護者は、自分達の時には変わらないから、あまり真剣に考えていない方もいるといった話も聞きます。今回、統合準備協議会が解散することは

止むを得ないと思いますが、新たに組織を立ち上げるのであれば、未就学児の保護者が、委員に入れるような組織を作る必要があると思います。

委員： 私も、解散は止むを得ないと思います。当該地域の主体性を尊重するということが一番大事で、子どもの安全面で心配だと言われれば、地域の方に見守っていただく以外方法がないので、どうすることもできないと思います。しかし、これからの教育が、どの方向に向かっているのかを保護者が十分理解されているのか、これから就学する子どもの保護者も、どのように考えているのかが重要だと思います。ただ学校に行けば良いくらいの感覚の方は、周囲の意見に流されるしかないと思います。今からの教育が、こうなっていくという説明を十分行っていたら、若い方が納得したうえで意見をとり入れていただければと思います。

委員： 統合準備協議会に参加している方は、小中一貫教育についても勉強されていると思いますが、先進地視察は行ってないのですか。

事務局： 飯塚市の学校を視察しました。

委員： 単に小学校と中学校が一緒になる程度の認識ではなく、これからどのように教育が変わるのか、また、宇部市全体で小中一貫教育に取り組むことなどを、皆さんが理解して話し合うことが大事だと思います。

事務局： 見初校区の方も神原校区の方も、義務教育学校が良いという印象は持っており、子どもたちにそういう教育を受けさせたいと考えています。ただ、通学路が危険であり、止むを得ず神原中学校敷地での統合に反対するということです。

委員： 神原中学校の保護者はどうですか。

事務局： 中学校の保護者からは、小学生と一緒にいるということで、試験中に騒がしくなることなどの悪影響を、懸念されている方もおられます。実際にそのようなことは無いと説明しますが、理解が得られません。

教育長： 皆さんの御意見は、解散するというところで一致したと思いますので、「見初小学校・神原小学校統合準備協議会」は解散することとしてよろしいですか。

(全委員異議なし)

教育長： それでは、「見初小学校・神原小学校統合準備協議会」は解散することとします。

教育長： 続きまして、見初小学校の適正配置における統合（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「見初小学校・神原小学校統合準備協議会」は解散と決定されましたが、見初小学校の適正配置については、引き続き検討する必要があると思います。まず、見初小学校は、宇部市立小中学校の適正配置の基準において、市街地ブロックの小学校の全体数で120人以下（1学級あたり20人以下）の場合に、適正配置について協議会を設置し協議を行うことができるという基準に該当し、当時は地域も賛成ということで、統合に向け協議を進めてきたところです。今後の方向性についてですが、考えられるケースとして5案作成しました。第1案として、神原小学校敷地で、見初小学校と神原小学校を統合するケースです。教育的意義としては、見初小学校の児童数減少の問題をクリアすることで、より大きな集団の中で学習が進められ、多様な意見に出会うことができること、

交友関係に広がり生まれ、いじめや不登校、中1ギャップの解消が期待されることなどが考えられます。その他のメリットとして、校区が拡大することで、コミュニティ・スクールの活動や見守り活動等において、地域からより多様な支援を受けることができる、PTA活動等において、家庭数が増えることで保護者の負担が軽減される、スポーツ少年団や子ども会等において、家庭数や児童数が増えることにより社会教育の活性化につながる等があります。また、デメリットとして、学校区の拡大により安全面での環境整備が必要となる、校舎が老朽化している、通学距離が長くなる児童がいる、施設一体型の義務教育学校が設置できない等が考えられます。第2案は、見初小学校敷地で、見初小学校と神原小学校を統合するケースです。教育的意義やメリットは第1案と同じですが、デメリットとして、規模の大きい学校から、規模の小さい学校へ移動することになり、協議の難航が予想されるということがあります。第3案は、当初案と同じですが、神原中学校敷地で、見初小学校と神原小学校と神原中学校を統合するケースで、協議会は解散となりましたが、統合案としての可能性は消えていないと考えています。この案の一番大きなメリットは、施設一体型の義務教育学校の設立が可能となり、教育的効果が高いことです。デメリットとしては、体育館や運動場などの施設が小中共同利用となり、学校活動に一定の制約が生じる場合がある、見初校区、神原中保護者が反対しているなどがあります。第4案は参考案ですが、見初小学校と神原小学校と神原中学校に琴芝小学校を加えた3小1中での統合となっています。これについては、琴芝小学校関係者の意向は全く確認できませんので、参考案と考えています。教育的意義やメリットは第3案と同じですが、デメリットとして、琴芝校区の住民の意見が集約されていない、琴芝小学校は、統合を迫られている状況にないなどがあります。第5案は、統合しないというケースもありますが、この場合、見初小の児童数減少の問題が解決できません。

教 育 長： 見初小学校の適正配置そのものについては、地域も反対しているわけではないので、教育委員会としても解決に向け努力していきたいと考えています。

それでは、全体について、御意見御質問はありますか。

委 員： 一から考えたときに、神原小学校は神原中学校と施設一体型義務教育学校を設置する案があります。施設一体型義務教育学校は、この機会を逃すと設置が困難になると思いますので、設置が可能となる神原小学校と神原中学校で統合する案も考えられるのではないのでしょうか。

事 務 局： 神原小学校と神原中学校の統合については第7回の統合準備協議会で検討されていますが、中学校から合流する生徒が半分近くになりますので、小中一貫教育が難しいということになった経緯があります。

委 員： 当時とは状況がかなり変わっていると思いますので、神原小学校と神原中学校の統合について、検討していただけたらと思います。

事 務 局： 見初小学校の適正配置と関連しない形での義務教育学校設置ということに関しては、他の校区と同じ前提での比較の中で検討することとなります。

委 員： 他の校区として、例えば、川上小学校と川上中学校で義務教育学校を設置するというのであれば、現施設をそのまま使うということですか。

事務局： そのような気がします。

教育長： 委員としては、施設一体型の義務教育学校を設置して欲しいという趣旨ですか。

委員： 小学生と中学生が、一緒にいるということのメリットが大きいと思います。

教育長： 委員の意見について、事務局で検討をお願いします。

委員： 今、神原中学校区で地域協育ネットの取り組みを実施されていると思いますが、そこには、どこの校区が入っているのでしょうか。私が関係している厚南中学校区では、西宇部小学校、厚南小学校、厚南中学校で取り組みを進めていこうという動きがある中で、枠組みが変わると、大変な労力が必要になります。PTAと地域が関わりを持っていくということの大変さは、この5年間で実感しました。枠組みが変わることになると、保護者や地域に理解が得られないのではないのでしょうか。現在の神原中学校区の枠組みは、十分に考慮すべきだと思います。

事務局： 神原中学校区では、神原小学校と見初小学校が該当しますので、委員が懸念されるように、協育ネットの枠組みが変わる事のないように、検討していく必要があると思います。

事務局： 神原中学校区に関しては、統合問題がありましたので、協育ネットの取り組みが進んでいるとは言えない状況ですが、各小中学校のコミュニティ・スクールの取り組みは充実してきています。

委員： 地域協育ネット養成講座に通っていますが、宇部市では、地域協育ネットの取り組みが遅れているように感じています。宇部市では、コミュニティ・スクールとして、学校単位で取り組んでいて、県内では中学校区で活動しているところが多くなってきていると感じています。地域協育ネットが進むとそれを解体することは大変困難になると思いますので、目標をしっかりと定めて、進めなければならないと思います。

委員： 第8回の協議会で、昔は神原小学校には見初校区も琴芝校区も含まれていた旨の発言がありましたが、もともと神原小学校があって、そこから琴芝小学校と見初小学校が分かれたのでしょうか。

事務局： 昭和33年に神原小学校が大規模校になったということで、神原校区と上宇部校区の一部をあわせて琴芝小学校を設置しました。また、見初校区の一部が、神原と見初で変更を繰り返したこともあります。

委員： 見初校区の方が3小1中を提案されて、その理由として、神原中学校が琴芝校区に存在していることが解消されるということや、琴芝小学校の児童も減少しているなどが挙げられていて、もともとであると思いました。校区図をみると琴芝校区はとても広く、常盤中学校まで含まれていますが、3小1中の統合では、この常盤中学校周辺の地区の子どもはどうなるのでしょうか。

事務局： 常盤中学校から東の琴芝校区は、学校選択性となっており、多くの子どもは恩田小学校に通っています。

委員： 3小1中の報道記事が出た後に、琴芝校区関係者から問い合わせはないと以前確認しましたが、それ以降問い合わせはありましたか。

事務局： 琴芝小学校長とも意見交換をしていますが、特に意見は聞いていないとのこ

とでした。教育委員会としては、教育的効果という観点から見初小学校適正配置を検討することとしていますので、校区再編までは考えていません。

委員： 第1案のデメリットとして校舎の老朽化がありますが、見初小学校の子どもが神原小学校に通学することになって、校舎は現状のままということですか。

事務局： 神原小学校と見初小学校で統合するとしたときに、校舎の建替えについては、補助金の関係もありますので検討が必要です。

委員： 建替えができるのであれば、デメリットではなくなります。

委員： 統合するにあたって、国から補助金は交付されますか。

事務局： 確定ではありませんが、統合して新校舎を建築する際は、対象になることはあります。

教育長： 第2案の見初小学校での統合では、補助対象となりませんか。

委員： 見初小学校では、統合後の人数を収容できないのではないですか。

事務局： 増築の必要があれば、増築部分は補助対象になると思います。

教育長： 本日いただいた意見を踏まえ、さらに検討を進めていきたいと思いますが、第5案について、事務局から補足をお願いします。

事務局： 第5案については、可能性として計上していますが、事務局としては、極力避けたいと考えています。

委員： 見初校区として3小1中を提案されたわけですが、神原小学校との統合しかないとなったとき、どのように対応されると考えていますか。

事務局： 見初校区としては、神原小学校のみとの統合は難しいと考えているようです。

委員： 見初校区の反対理由が、通学が危険ということであれば、見初小学校での統合は反対理由がなくなるとと思いますが、統合して義務教育学校を希望するということでしょうか。

事務局： 見初校区の3小1中の提案では、神原小学校と琴芝小学校は現状とほとんど変わりがなく、見初小のみ負担があるものですが、そうであっても義務教育学校ならという思いがあると思います。

委員： 見初小学校の敷地で神原小学校と統合となると、神原校区の了承が得られないのでしょうか。

委員： 見初校区が希望している第4案が無理なら、第1案しかないということですか。

教育長： 見初小が現状のままとなる第5案は、適正配置の観点から避けたいと考えていますので、各校区と協議を続けるべきだと思います。

委員： 第4案について、琴芝校区の意見がどうなのか気になります。

事務局： 個人の意見としてはあると思いますが、校区としてまとまったものはありません。

委員： 施設一体型義務教育学校を設置するためには、現状では第4案しかないように思います。他の校区では、分離型しかできないと思いますので、より良い学校を作るために協力をお願いすることは難しいのでしょうか。

事務局： 現時点では、校区としての意向が全く分かりませんので、慎重な対応が必要だと考えています。

委員： 昨年5月の報道によれば、琴芝校区の代表が、協議会への参加を要望すると

ありましたが、そのような動きはありましたか。

事務局： その当時、見初小学校、神原小学校での協議が難航しており、先行きが不透明な中で、琴芝小学校を加えることは難しい状況でした。方向性がはっきりすれば、再度検討する旨を伝えています。

教育長： この議題については、今後さらに検討することとして、次の義務教育学校の導入について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 見初小学校、神原小学校、神原中学校で統合し、義務教育学校を設置するという進めてきましたが、統合準備協議会が白紙になったことで、あらためて義務教育学校の導入について検討します。本市では平成32年度から小中一貫教育を全ての学校で開始しますが、義務教育学校を導入することによる教育的効果について説明します。第1に自由度の高いカリキュラム設定として、学年の区切りを柔軟に設定でき、小学生の英語について、中学校の英語教師が教えることが可能になります。第2に教員同士の人事交流の円滑化として、中学校3年生を担当した教員が次年度に小学校1年を担当するなど、9年間を見通した教育を体現できることや、部活動において小学校の教員が担当することにより、多くの教員が専門性を活かした指導ができます。その他、中1ギャップの解消や、少子化で兄弟が少ない子どもも増えていますが、小学生中学生の交流が図れるなどの効果があります。この導入にあたっては、理想は施設一体型義務教育学校ですが、統合協議が長期化すれば、施設隣接型義務教育学校も視野に入れていく必要があります。平成32年度から小中一貫教育を開始する予定ですが、その時点で義務教育学校のモデル校を設定し、2年後に義務教育学校を開始することも可能です。

教育長： 御意見御質問はありませんか。

委員： 厚南小学校と厚南中学校は隣接していますが、ここに西宇部小学校が加わると施設一体型にならないのでしょうか。

事務局： 西宇部小学校を加えて施設一体型とすることは、非常に困難だと思います。

委員： 以前視察に行った姫路市の学校は、施設一体型で小中一貫教育を実施していましたが、未だに義務教育学校とはなっていないようですが、何か理由があるのでしょうか。

事務局： 義務教育学校となるためには、教員が小学校、中学校両方の免許が必要になり、最後の大きな難関となっています。

委員： その時の教員の話では、中学生の自尊感情が非常に高まったことや、中1ギャップが解消した等の効果があったとのことでした。

委員： 学力についてはどうでしたか。

委員： 学力も大変向上したそうです。

教育長： 今後の予定について、事務局からお願いします。

事務局： 年度内には方向性を定めないといけないと考えています。

委員： 施設一体型義務教育学校の導入について、開校がおよそ6、7年後とありますが、早めることはできないのでしょうか。

事務局： ハードの整備について、地元とも協議をしながら設計が決まった後の建設期間を考慮すると、5年はかかると思います。その後、開校となると6年はかか

ります。

委員： 6年後というと、今の小学生は皆卒業してしまいますので、もう少し早くなればと思います。

事務局： 神原中学校敷地で統合する場合でも、設計や施工で5年くらいと見込んでいましたので、新たに始めるとなるとおよそ6、7年はかかると思います。

委員： 平成32年度に小中一貫教育を開始して、施設隣接型義務教育学校を開始するのに2年かかりますか。

事務局： 人事異動も関わってきますので、2年はかかります。

教育長： 文科省では、義務教育学校でも当面は、小学校、中学校どちらかの免許が良いとしていますが、できるならより良いものをと考えています。また学習指導要領の改訂もありますので、学校現場の負担が大きくなる時期に重なり、一定の期間はかかります。

教育長： 他に何かありますか。

(全委員意見なし)

教育長： 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。